

第 19 号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第2条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
大倉山公園	[略]
ポートアイランド南公園	駐車場
[略]	[略]
海浜公園	球技場 テニスコート 集会室
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2（第14条関係）

(1)～(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
駐車場	王子公園	[略]	[略]							[略]	[略]
	ポートアイランド南公園	自動車等								1台1時間 160円	
	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]

(7)、(8) [略]

別表第3（第16条の2関係）

(1) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

改正前

別表第1（第2条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
大倉山公園	[略]
[略]	[略]
海浜公園	球技場 テニスコート
[略]	[略]

(2) [略]

別表第2（第14条関係）

(1)～(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
駐車場	王子公園	[略]	[略]							[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]

(7)、(8) [略]

別表第3（第16条の2関係）

(1) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市 公園 名	区分	利用料金								個人 利用	団体利 用
			独占利用							時間 利用		
			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
集会 室	しあ わせ の森	[略]	[略]							[略]	[略]	
	海浜 公園								1時 間 1,000 円			
[略]	[略]	[略]	[略]									

備考 [略]

(2) [略]

種類	都市 公園 名	区分	利用料金								個人 利用	団体利 用
			独占利用							時間 利用		
			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
集会 室	しあ わせ の森	[略]	[略]							[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]									

備考 [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和5年9月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（同表海浜公園の項中「集会室」を加える部分に限る。）

イ 別表第3第1号の表の改正規定

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市都市公園条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

有料公園施設の供用開始に当たり、条例を改正する必要があるため。